

議案第七十号

港区興行場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区興行場法施行条例の一部を改正する条例

港区興行場法施行条例（平成二十四年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「相続、合併又は」を「興行場営業を譲り受け、又は営業者について相続、合併若しくは」に改める。

付 則

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区興行場法施行条例第三条第三項の規定は、この条例の施行の日前に興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業の譲渡があった場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

（説明）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行による興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）の一部改正に伴い、事業譲渡により営業者の地位を承継することができることとなることから、許可に変わる手続を定めるため、本案を提出いたします。